

今年度末に退職を迎える方へ

みなさんが現在使用されている組合員証(保険証)は、資格喪失時(退職時)に共済組合に返納しなければなりません。このため、4月以降は新たに公的医療保険制度に加入しなければ、病気やケガで医療機関を受診された際、医療費を全額自己負担することになります。

再就職しない場合

- ◆ 国民健康保険に加入
- ◆ 家族が加入する医療保険制度の被扶養者となる
- ◆ **共済組合の任意継続組合員**となる

再就職する場合

- ◆ 再就職先の医療保険制度に加入(健康保険組合など)

再就職？

就職しない？

共済組合の任意継続組合員とは？

組合員が退職日の前日まで引き続き1年以上在職して退職した場合には、退職後最長2年間、在職中と同様の短期給付(休業給付を除く)を受けることができます。
※短期給付とは、病気・ケガ・死亡・出産に対して医療などの現物給付や給付金の支給を行うことをいいます。

1 掛金の払込方法は『月納』または『一括納付』を選択できます

掛金は下記の**ア、イ**のいずれか**少ない額**をもとに算定します。なお、下記の標準報酬の月額平均額および掛金率は平成30年度に適用されるもので、平成31年度については3月初旬に、勤務先の共済担当者あてにご案内します。

ア 退職時の標準報酬の月額

イ 組合員の標準報酬の月額平均額(平成30年度は380,000円(注))

例 4月1日に資格取得し、
「**イ**：標準報酬の月額平均額(平成30年度は380,000円(注))」を
もとに、平成30年度の財源率で算定した場合。

〈注〉平成31年度の**イ**の額は、平成30年9月30日における短期適用を受ける組合員の標準報酬の月額の平均額となりますので、変更になる場合があります。

1 『月納』の場合 (割引はありません)

$$\begin{aligned} \text{短期掛金} & 380,000\text{円} \times \frac{95.04}{1000} = \text{A } 36,115\text{円} \\ \text{介護掛金} & 380,000\text{円} \times \frac{13.88}{1000} = \text{B } 5,274\text{円} \end{aligned}$$

1年あたり
496,668円
1ヵ月あたり
41,389円

2 『一括納付』の場合 (割引があります)

$$\begin{aligned} \text{短期掛金} & \text{A } 36,115\text{円} + \text{A } 36,115\text{円} \times \frac{10.7869636}{100} = 425,686\text{円} \\ \text{介護掛金} & \text{B } 5,274\text{円} + \text{B } 5,274\text{円} \times \frac{10.7869636}{100} = 62,164\text{円} \end{aligned}$$

1年あたり
487,850円
8,818円の割引

※介護掛金は40歳以上、65歳未満の方から徴収します。

※4月1日に資格を取得し『一括納付』を選択した場合、4月分は割引が適用されず、5月以降の11ヵ月分が割引対象となります。

2 掛金の納付方法は、組合員貯金口座から自動引落としとなります

期日までに最寄りの北國銀行から、「電信扱組合員貯金 振込依頼書(共済組合所定の様式で手数料はかかりません)」により払い込みをしていただきます。

▶**組合員貯金口座とは？** 組合員は、資格を取得した時に届出により、「組合員貯金口座」を開設しています。通常は退職時に解約の手続きをさせていただきますが、任意継続組合員の資格を取得した場合、その期間中は引き続き利用することができます。

加入の手続き

任意継続組合員に加入を希望される方は、退職日から20日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」を所属所の共済担当課を経由して共済組合に提出する必要があります。ただし、平成31年3月31日に退職の方については、組合員証がスムーズにお手元に届くよう、退職の前に加入の申込みを受け付けております。
詳しい手続きの内容については、勤務先の共済担当者あてにお知らせ(「年度末退職者にかかる任意継続組合員の事前申請について」)しております。

【保健課】TEL 076-263-3367

組合員貯金

組合員貯金は、退職後は利用できませんので、すみやかに解約の手続きをお願いします(任意継続組合員になれる方は引き続きご利用いただけます)。「貯金解約請求書」を4月20日までに共済組合へ提出していただきますと4月末日に届出金融機関の口座へ送金いたします。
なお、非課税貯蓄制度を利用されている方は、「非課税貯蓄廃止申告書」も併せて提出してください。

【福祉課】TEL 076-263-3366